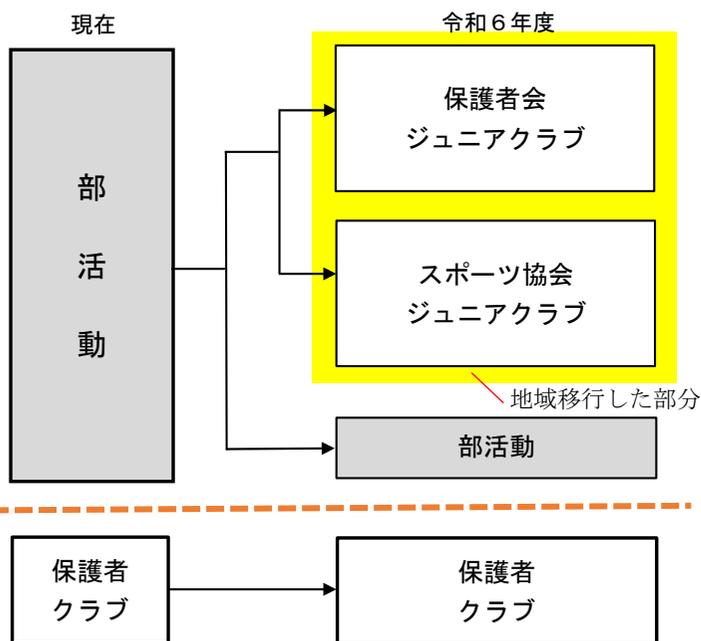


1. 地域移行の方針

- 生徒が希望するスポーツ活動や文化活動に親しむ機会の保障と、より質の高い指導等を受けることが可能な環境を整備する。
- 休日の部活動について、令和5年度から令和7年度の3年間で段階的な地域移行をする。
達成目標：令和7年度末までに、市内に100ある部活動のうち、80が地域移行する。

2. 令和6年度の体制

現在ある部活動は、部活動の種目によって、保護者会が中心となる形、スポーツ協会が中心となる形へそれぞれ分かれていく。どのように分かれるかは、学校ごとに異なる。来年度から保護者会やスポーツ協会が学校部活動に代わって行うものを「ジュニアクラブ」と呼ぶ。ただし、あくまでも各学校の実情に合わせてながら段階的に進めていく方針なので、令和6年度も部活動として活動するところがある。(部活動がいきなりなくなるわけではない)



(1) 保護者会ジュニアクラブ

- ・現在ある保護者クラブの組織を生かして「保護者会ジュニアクラブ」としての活動を運営
- ・活動場所は、原則学校施設 施設の使用調整は当面顧問の教員が行う
- ・総務課への活動報告は、従来同様学校から (部活動活動報告書で兼ねる)
- ・指導者が2人以上いる場合、謝礼金は上限210時間(60日)の枠を分け合う
- ・保護者の理解や協力を得るため、4月から段階的にジュニアクラブとして活動する休日の日数を増やしていく。その場合、指導者にはジュニアクラブ時時給1000円、部活動時1回600円の謝礼金が支払われる。(ただし、できるかぎり早い時期での移行完了を図ること)
- ・大会参加時は部活動扱いとし、指導者には従来の1回600円の謝礼金を支払う。
- ・平日の部活動のみで、休日のジュニアクラブには入らない生徒もありうる。

(2) スポーツ協会ジュニアクラブ

- ・各協会代表者への聞き取り、各校長への聞き取りの結果、「柔道」「水泳」の2種目について両者のマッチング会議を設け、令和6年度からの移行を準備
 - 柔道 稲羽中と蘇原中の2校の生徒が協会の柔道少年団に所属し活動
活動場所は稲羽中・蘇原中の2校で調整してそれぞれの武道場を使用
 - 水泳 中央中と蘇原中の2校の生徒が協会のクラブに所属し活動
活動場所は各校のプール、市民プール、actosを想定
 - ホッケー 那加中、稲羽中、蘇原中、中央中の4校 ホッケースタジアムで活動

- ・上記以外の協会については令和7年度での移行をめざして引き続き支援していく。ただし、令和6年度途中での移行は想定しない。
- ・市施設使用の場合は1/2減免（教育総務要綱） 予約システム利用者カードで
- ・スポーツ協会の地域移行については、岐阜県のガイドラインの遵守のほかに、以下に示す事項を満たすことを条件とする。

- 地域移行に該当するのは、現在中学校に部活動がある競技種目とする。
- 地域クラブ化にあたっては、岐阜県教育委員会ガイドラインに示された活動基準を順守して活動すること。
- 地域クラブへの移行は、部活動単位での移行を前提条件とし、**部員のうち数名のみの受け入れは地域クラブとし認定しない。** ←R6 修正していく
- 活動場所は学校部活動で使用していた活動場所、学校の運動場、体育館を使用することを原則とする。
- 地域移行先として活動する際、指導者に予算の範囲内で謝礼金を支給する。（原則、土日どちらかの3時間のみ）
- 指導者の人数は移行前の部活動数×1人を基準とし、生徒数を加味して判断する。
- 指導者は指導者資格（県教育委員会発行のライセンス含む）を有していること。
- 種目協会（連盟）が運営主体となるにあたり、学校との連絡を密にとること。

（3）部活動

- ・「保護者会ジュニアクラブ」が困難な部活動、休日の活動を予定しない部活動については、令和6年度には地域移行しない。
運動系部活動
文化系部活動（吹奏楽8、美術7、コンピュータ2、情報科学1）18 ※文化系部活動が地域移行するための工事等の予算はゼロ査定
- ・上記の部活動の指導者には、謝礼金として1回600円を支給する。
- ・部活動指導員は継続して配置 部活動指導員が配置されている部は、地域移行せず部活動として活動（顧問は参加しない）

3. 平日の部活動

（1）中学校長会の確認事項

- ・平日の部活動は、（夏季であっても）17時までとし、17時15分を最終下校時刻と市内で統一する。

4. その他

（1）名称の扱い

- ・クラブで加入する保険等の関係で、活動計画表等には「保護者クラブ」で表記するが、ジュニアクラブとの区別ができる表記を行う。

（2）在籍校に部活動がない生徒の扱い

- ・現存する部活動に対応するための事業であるので、在籍校に部活動がない生徒については個別の対応とする。
「拠点校方式」は保護者や生徒との個別のやりとりが必要であるので、該当生徒が明確でない状態で体制構築は難しい。

（3）推進協議会

- ・今後の展開を検討するため、推進協議会の立ちあげ あるいは「部活動を考える会」の改編（教員以外の関係者を招聘）を行う。